

刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案三段表

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分、ゴシック体部分は修正部分）

修正案	修正案	現行
<p>（侮辱）</p> <p>第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、<u>三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u></p>	<p>（侮辱）</p> <p>第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、<u>一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</u></p>	<p>（侮辱）</p> <p>第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、<u>拘留又は科料に処する。</u></p>